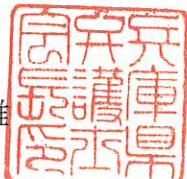


# 要 請 書

2022(令和4)年10月11日

兵庫県知事 斎藤 元彦 殿

兵庫県弁護士会 会長 中上 幹雄



一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会 会長 北岡 祐子



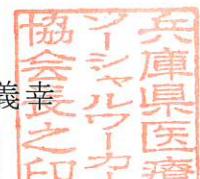
一般社団法人兵庫県社会福祉士会 会長 岡本 和久



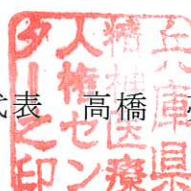
公益社団法人兵庫県精神福祉家族会連合会 会長 新銀輝子



兵庫県医療ソーシャルワーカー協会 会長 谷 義幸



兵庫県精神医療人権センター 代表 高橋 亮也



精神医療サバイバーズフロント関西 主宰 吉田 明彦



## 【要請の趣旨】

- 1 神出病院における虐待事件等に関し、第三者委員会がまとめた報告書で示された事実及び提言等を踏まえ、監督官庁として、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を早期に確保すべく、法令に基づき、医療法人財団兵庫錦秀会及び神出病院に対する監督権限を適時適切に行使することを要請する。
- 2 第三者委員会による報告書において「兵庫県の対応の杜撰さ」として指摘された各点について、兵庫県としての受け止め及び改善点等について、具体的な見解を明らかにされるよう要請する。

3 各上記に関し、兵庫県知事、県保健医療部医務課その他の担当部局との意見交換を行うため、要請 7 団体との懇談の場を設けることを要請する。

### 【要請の理由】

#### 1 総論

都道府県知事は、医療法（以下、「法」という。）に基づき設立された医療法人及び病院に対し、法の趣旨を全うすべく、必要な監督権限を行使するものとされており、当該規制権限は、地方公共団体に対し「国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない」と定める法の理念に則り、適時適切に行使されなければならない。

今般、神出病院における虐待事件等に関する第三者委員会によって取りまとめられた令和4年4月付け『神出病院における虐待事件等に関する調査報告書』（以下、「報告書」という。）において、医療法人財団兵庫錦秀会（以下、「法人」という。）及び神出病院（以下、「病院」という。）における数々の法令等への違反の事実や患者等に対する不適切な対応が認定されているところであり、これまでの法人及び病院の対応に鑑みれば、法人らの自浄作用が働いていないことは明らかであり、違法・不適切な状態を是正すべく、兵庫県知事において、法に基づき、法人及び病院に対し、下記2で述べるような監督権限を速やかに行使すべきであることは明らかである。

また、報告書において、兵庫県が従前適切に監督権限を行使することを怠ったと評価せざるを得ない対応の杜撰さが指摘されているところ、兵庫県として当該指摘

に対しどのように応えるのか等について、速やかに具体的な見解が明らかにされる必要がある。

## 2 法人・病院による法令等への違反・不適切行為及び知事が監督権限を行使すべきこと

### (1) はじめに

報告書においては、以下で述べるとおり、法人あるいは病院による数々の法令等への違反や不適切な対応が指摘されており、これらに対しては、兵庫県知事は、法に基づいて適切に監督権限を行使し、その是正を図るべきこと論を待たない。

とりわけ、報告書において指摘された従前の法人及び病院の数々の問題点を見れば、法人及び病院に自浄作用を期待することはおよそ困難であることは明らかであるから、法人及び病院に対する監督権限を有する兵庫県において、強く監督権限行使して指導を行い、問題点の是正を図ることが急務である。

### (2) 清潔保持の不備

法は、病院に対し清潔を保持することを求めているところ、報告書においては、病院の医療機器・備品・什器等の不備や病棟の構造・設計に起因する設備上の不備が多数存在すること、そして、これらが看護ケアの質の低下を招いていることが明確に指摘されており、病棟内は、患者の療養の場にふさわしい清潔が保持されているとは到底言い難い状態となっている。特に、病棟の給湯設備が機能不全の状態に陥っていること、「季節を問わず一年を通して病棟、病室の壁や天井にカビが見られる状態」となっており、「なかでも浴室は特にひどく、一部の浴室では浴槽の周囲だけでなく、脱衣所の壁一面や天井にまで黒いカビが広範囲に生じ、完全に穴が開いていることが確認できる箇所もある」との指

摘もあるところである。これらの不備は、およそ現代人が人として尊厳を保ち生活するに足る最低限度の生活の質さえ保たれていないと言わざるを得ず、病院としての体をなしていないと言わざるを得ない。

したがって、病院が清潔保持を行わず、あるいはその運営が著しく適性を欠くことは明らかであるから、兵庫県知事は、法に基づく監督権限を行使し、病院及び法人に対し修繕・改修を命じ、あるいは、必要に応じ、施設の全部または一部の使用を制限・禁止することを命じるべきである。人として、最低限の尊厳を保つための設備が、極めて長期間にわたり損なわれている状態にあることから、これらの制限・命令は不可欠なものである。また、病院及び法人が命令に従わない場合には、業務停止その他の処分を課す必要があるのは当然のことと言わざるを得ない。

### (3) 評議員会決議を欠く前理事長報酬への支給

報告書では、令和2年1月から前理事長が退任することになった令和3年9月17日までの役員報酬は、寄附行為で要求される評議員会決議が存在せず、支出の根拠を欠くものであるとの指摘がある。また、前理事長に対し、「令和2年1月から令和3年10月までに支払われた月額2150万円の役員の報酬の22か月分4億7300万円は支出の法的根拠を欠くことが明らかであり、不当利得となるため、同額が兵庫錦秀会（法人）に対して返還されなければならない」と明確に指摘されているところである。さらに、「兵庫県は、令和元年12月に兵庫錦秀会（法人）の寄附行為の変更を認可しているため、理事への報酬の支払いに評議員会決議が必要になっていることを認識していることになるし、兵庫錦秀会（法人）が兵庫県に対して毎年報告・

提出している評議員会の開催状況、議事録の内容によって、役員報酬に関する評議員会決議が行われていないことも認識することができている。そのため、兵庫県は前理事長に対する役員報酬の支払に法的根拠がないことを認識することができたことになるが、その問題を看過している。」との指摘までなされている。

以上からすると、兵庫県は、今後この問題について、改めて監督権限行使し、法人を指導監督する必要があることは明らかであり、とりわけ兵庫県による看過が問題視されることからすると、どのように法人を指導監督していくのかについて、速やかに明らかにされる必要がある。

#### (4) その他の重大な法令違反の事実及び極めて不適切な対応等

報告書は上記以外にも、法人の法令・寄附行為の違反あるいは病院の不適切な対応について多数認定しているところであり、それらのみをもってしても、法人及び病院の運営が著しく適性を欠く状態であることは明らかであるから、兵庫県知事は、法人及び病院に対し、法に基づく監督権限行使し、各違反等の是正を命じ、従わない場合には、業務停止その他の処分を課す必要がある。

### 3 報告書で指摘された従前の対応の不備

#### (1) はじめに

報告書においては、以下のとおり、監督官庁としての兵庫県による従前の対応の不備が指摘されているところであり、これらの点において、兵庫県としての受け止めや改善点等について、具体的に明らかにされる必要がある。

#### (2) 立入検査の不十分さ

報告書において、兵庫県が本件に関し立入検査を実施したのは、最初に刑事事

件が発覚してから 1 年以上経過した令和 3 年 3 月 26 日のことであり、それ自体も、自発的に監督権限を行使しようとする意図に出たものではなく、以降も何らの指導を行わなかった旨指摘されており、法人・病院に対する監督は不十分であったと言わざるを得ない。

(3) 前理事長の役員報酬・保証料に対する検討が不十分であること

法は、医療法人が剰余金を配当することが禁じているところ、報告書においては、前理事長に対する役員報酬の支払のうち、平成 24 年 3 月以降のものについては、実質的に剰余金の配当に該当する違法なものであるとの認定がなされている。報告書も指摘しているところであるが、役員報酬の名目を纏えばいかなる多額の支払を受けても剰余金の配当にはあたらないという評価は正当ではなく、法人の運営として適正を欠く状態となっていることは明らかである。

したがって、法人が不適切な会計を行い、あるいはその運営が著しく適性を欠くことは明らかであるから、兵庫県知事は、法に基づく監督権限を行使し、法人に対し是正を命じ、従わない場合には、業務停止その他の処分を科す必要がある。

また、報告書において、前理事長に対する役員報酬に止まらず、保証料名目の金員の支払は、極めて高額で異常な性質のものであったにもかかわらず、法令に違反するか否かについて十分に検討をせず、何らの指導をしなかったと指摘されており、同様に監督が不十分であったと言わざるを得ない。

(4) 前理事長の親族への報酬に関する評議員会決議の不存在の看過等

報告書では、理事及び評議員ら 4 名への報酬の支払いについて、「これら 4 名に対する報酬の支払いは、いずれも理事会又は評議員会の決議を欠いており、法律上の根拠なく行われたものである」と指摘されている。

また、「（1名の）理事に月額588万3400円もの役員報酬が支払われ続けていること、前理事長の子3名に対してそれぞれ月額30万円の報酬が支払われ続けていることは、報酬支払のための評議員会等の決議が行われていないことや医療法第54条違反の問題を別にしても、一般人の倫理観・正義感に照らせば到底容認しがたいことである。直ちに支払の停止などの是正の措置がとられなければなら」ない、と強く指摘されているところである。そのため、兵庫県は、評議員会決議を欠くこれらの報酬の支払いについて、今後法人に対し、どのような指導、監督を行っていく予定であるのか、速やかに明らかにされる必要がある。

#### (5) 監事の人選に対する監督が不十分であること

また、報告書では、法人の顧問税理士が監事になっており、指導の対象となるとされるにもかかわらず、これも兵庫県が漫然と看過して指導を行わなかつた旨指摘されており、同様に監督が不十分であったことは明らかである。

#### 4 要請7団体と知事及び担当部局との懇談の場が設けられるべきこと

要請7団体は、本件虐待事案等を受け、病院内における虐待が繰り返されている事態を非常に危惧している。問題解決のためには、法人が自主的にその改善を図り、各法的責任を果たすことが必要であることはもちろんあるが、そのために、兵庫県が必要な指導監督など適切に権限を行使し、主体的には正を実効ならしめる必要がある。また、遺憾ながら、報告書において、本件虐待事案等に対する兵庫県の従前の対応の問題点も指摘されているところである。

そこで、要請7団体としては、本件に関し、建設的な意見交換を行い、上記に関する兵庫県としての見解等を伺うべく、兵庫県知事、県保健医療部医務課その

他担当部局との懇談の場を設けられるように要請する次第である。

なお、早期に法人及び病院の適正を図り、また、懇談の場をより有意義なものとするため、以上の各要請については、速やかに検討された上、要請 7 団体に対し、本日より 1 か月以内に文書にてご回答いただくよう求める次第である。

以上